

次に掲げる規則をここに公布する。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

令和5年3月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義